

平成31年3月19日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（20名）

3番 伊藤 芳 則	4番 弓 掛 元	5番 藤 井 憲一郎
6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市	8番 山 村 恵美子
9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治	11番 新 家 良 和
13番 小 田 伸 次	14番 岡 田 美津子	16番 桑 田 典 章
17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 亀 井 源 吉	24番 助 木 達 夫	

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 鈴木 深由希

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 増 田 和 俊	副 市 長 高 岡 雅 樹		
副 市 長 柴 田 亮	政 策 部 長 中 村 好 宏		
総務部 長 併選挙管理委員会 長 事務局長	落 田 正 弘	財 務 部 長 部 谷 義 登	
地域振興部長 瀧 奥 恵	市 民 部 長 稲 倉 孝 士		
福祉保健部長 森 本 純	子育て・女性支援部長 松 長 真由美		
市民病院部 長 事務部長	池 本 敏 範	産 業 環 境 部 長 併農業委員会事務局長	日 野 宗 昭
建 設 部 長 坂 本 高 宏	水 道 局 長 勝 山 修		
教 育 長 松 村 智 由	教 育 次 長 長 田 瑞 昭		
君田支所長 小 田 邦 子	布野支所長 中 宗 久 之		
作木支所長 中 原 みどり	吉舎支所長 安 井 正 則		
三良坂支所長 古 野 英 文	三和支所長 行 政 豊 彦		
甲奴支所長 牧 原 英 敏	監 査 事 務 局 長 中 原 真 一		

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 大 鎗 克 文	次 長 新 田 泉
議 事 係 長 水 本 公 則	政 務 調 査 係 長 石 田 和 也
政 務 調 査 主 任 清 水 大 志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		発言の取消しについて
第 2		平成30年議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）撤回の件（承認）
第 3	議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第34号 議案第35号 議案第36号	<p>（総務常任委員長報告14件）</p> <p>三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市山の学校設置及び管理条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市運動場設置及び管理条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）</p> <p>指定管理者の指定について（原案可決）</p> <p>指定管理者の指定の変更について（原案可決）</p> <p>過疎地域自立促進計画の変更について（原案可決）</p>
第 4	議案第19号 議案第31号	<p>（教育民生常任委員長報告6件）</p> <p>三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）（原案可決）</p> <p>三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）（原案可</p>

	議案第32号	決) 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第33号	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第38号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
	平成30年 議案第120号	三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 (案)
第 5	議案第37号 平成29年 陳情第5-3号	(産業建設常任委員長報告2件) 市道路線の認定について (原案可決) 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて (産業建設常任 委員会関係) (不採択)
第 6	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号	(予算決算常任委員長報告18件) 平成31年度三次市一般会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市診療所特別会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市介護保険特別会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市土地取得特別会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市病院事業会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市水道事業会計予算 (案) (原案可決) 平成31年度三次市下水道事業会計予算 (案) (原案可決) 平成30年度三次市一般会計補正予算 (第9号) (案) (原案可決) 平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) (案) (原案可決) 平成30年度三次市診療所特別会計補正予算 (第3号) (案) (原案 可決) 平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第3号) (案) (原 案可決) 平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (案) (原案可決) 平成30年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第1号) (案) (原 案可決) 平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第4号) (案) (原案可決) 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)

	議案第18号	(案) (原案可決) 平成30年度三次市水道事業会計補正予算 (第4号) (案) (原案可決)
第 7	報告第3号 報告第4号 報告第5号 報告第6号 報告第7号	専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
第 8	議案第39号 議案第40号 議案第41号	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて (同意) 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて (同意) 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて (同意)
第 9	議案第42号	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて (同意)
第10	議案第43号 議案第44号 議案第45号	人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし) 人権擁護委員の候補者の推薦について (異議なし)
第11	発議第1号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第12	発議第2号	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書 (案) (原案可決)

平成31年3月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成31年3月19日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		発言の取消しについて……………262
第 2		平成30年議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性 に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する 条例（案）撤回の件……………262
第 3		（総務常任委員長報告14件）
	議 20	三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条 例（案）……………263
	議 21	三次市山の学校設置及び管理条例（案）……………263
	議 22	三次市運動場設置及び管理条例（案）……………263
	議 23	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 24	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 25	三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例 （案）……………263
	議 26	三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 27	三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に 関する条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 28	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 29	三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………263
	議 30	三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改 正する条例（案）……………263
	議 34	指定管理者の指定について……………263
	議 35	指定管理者の指定の変更について……………263
議 36	過疎地域自立促進計画の変更について……………263	
第 4		（教育民生常任委員長報告6件）
	議 19	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関す る条例（案）……………265
	議 31	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）……………265
	議 32	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）……………265

	議 33	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する 条例（案）……………265
	議 38	工事請負契約の一部変更について……………265
	平30議120	三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニ ケーション手段の利用促進に関する条例（案）……………265
第 5	議 37	(産業建設常任委員長報告2件) 市道路線の認定について……………269
	平29陳5-3	河内地域の生活環境等の改善を求めることについて（産業建 設常任委員会関係）……………269
第 6	議 1	(予算決算常任委員長報告18件) 平成31年度三次市一般会計予算（案）……………270
	議 2	平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………270
	議 3	平成31年度三次市診療所特別会計予算（案）……………270
	議 4	平成31年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………270
	議 5	平成31年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………270
	議 6	平成31年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………270
	議 7	平成31年度三次市病院事業会計予算（案）……………270
	議 8	平成31年度三次市水道事業会計予算（案）……………270
	議 9	平成31年度三次市下水道事業会計予算（案）……………270
	議 10	平成30年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）……………270
	議 11	平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （案）……………270
	議 12	平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）……………270
	議 13	平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………270
	議 14	平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （案）……………270
	議 15	平成30年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）……………270
	議 16	平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）……………270
	議 17	平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） （案）……………270
	議 18	平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第4号）（案）……………270
第 7	報 3	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………273
	報 4	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………273
	報 5	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………273
	報 6	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………273
	報 7	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）……………273

第 8	議 39	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて……………274
	議 40	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて……………274
	議 41	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて……………274
第 9	議 42	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて……………276
第 10	議 43	人権擁護委員の候補者の推薦について……………276
	議 44	人権擁護委員の候補者の推薦について……………276
	議 45	人権擁護委員の候補者の推薦について……………276
第 11	発 1	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）……………278
第 12	発 2	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）……………279


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は20人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び弓掛議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の欠席者として、鈴木議員から一身上の都合により欠席する旨、届け出がありました。

以上で報告を終わります。

ここで、市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆様、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から3点につきまして行政報告をさせていただきます。

第1点は、平成30年7月豪雨について申し上げさせていただきます。

平成30年7月豪雨により浮き彫りとなりました畠敷・願万地地区の内水対策につきましては、国土交通省、広島県とともに、昨年11月に設置いたしました畠敷・願万地地区内水対策検討会で検討を行ってまいってきました。2月に開催されました2回目の検討会において、市民の皆様の命と財産を守るための今後の内水対策について一定の方向性がまとまったところでございますが、昨日、3月18日に開催されました第3回目の検討会におきまして、国、県、市の役割分担と今後のスケジュールを決定いたしました。

その内容は、国、県、市の3者が連携し、平成30年7月豪雨に対して、家屋の床上浸水を解消し、浸水被害を軽減するものでございます。具体的には、国土交通省が主体となり、江の川本川及び馬洗川の河道掘削及び樹木伐採、畠敷救急内水排水機場の燃料タンクの増設、現在の願万地排水機場、畠敷救急内水排水機場の施設に加えて、畠敷救急内水排水機場のポンプの増強を行います。また、広島県が主体となり、馬洗川の支川である大谷川の改良を行います。

あわせて、三次市が主体となり、流域対策として、雨水貯留施設の整備、国土交通省によるポンプ増強に伴う排水路の改良、内水による浸水の危険性が高い地区におきまして、地域と連携して、土地利用に関するルールづくりを行います。

詳細な内容につきましては、今後の調査設計により確定してまいります。国、県、市が連携して、これらの対策を2022年度、平成でいいますと34年度までに行うことで、地域の安全度の向上を図り、災害に強いまちを築いてまいります。

次に、第2点として、2019年度のメキシコ選手団合宿の日程について申し上げます。

陸上競技の合宿につきましては、8月12日から9月2日までの22日間の日程と決定をいたしました。これは、現在決定しております2019年度に広島県内で実施されますメキシコ選手団合宿12競技の中で最大の規模となっております。合宿の詳細につきましては、今後、選手団と調整を行い、改めて報告をさせていただきます。今年度の経験を踏まえ、万全の受け入れ準備を進めるとともに、子供たちとの触れ合いを中心とした交流事業等の充実を図ってまいります。

なお、野球につきましては、現在調整中でございます。

最後に、第3点として、2019年度巡回ラジオ体操・みんなの体操会の本市での開催について申し上げます。

みよし運動公園陸上競技場を会場として、8月13日に開催されることになりました。健康づくりの機会として、多くの市民の皆様に御参加いただき、元気な三次を全国に発信したいと考えております。

3月1日に開会いたしました本定例会では、19日間にわたり、執行部から提出いたしました一般会計ほか8会計の平成31年度予算などの議案につきまして御審議をいただきましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

また、本日も、この後、人事案件に係る議案等を提出させていただくことといたしておりますので、よろしく御審議いただき、御可決をいただきますようお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 発言の取消しについて

○議長（小田伸次君） 日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。

鈴木深由希議員から、3月5日の会議における発言について、その内容が不適切であったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付のとおり発言を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、鈴木深由希議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 平成30年議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）撤回の件

○議長（小田伸次君） 日程第2、平成30年議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）撤回の件を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました平成30年議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）撤回の件について御説明申し上げます。

本件は、平成30年12月三次市議会定例会に御上程いただき、現在、継続審査事件となっております三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）について、教育民生常任委員会の御意見を踏まえ、議案を見直すため、三次市議会会議規則第19条第1項の規定により、撤回の承認をお願いしようとするものであります。

○議長（小田伸次君） 本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

ただいま議題となっております議案の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、平成30年議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）撤回の件は承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 総務常任委員長報告14件

議案第20号 三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）

議案第21号 三次市山の学校設置及び管理条例（案）

議案第22号 三次市運動場設置及び管理条例（案）

議案第23号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）

議案第26号 三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第34号 指定管理者の指定について

議案第35号 指定管理者の指定の変更について

議案第36号 過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（小田伸次君） 日程第3、議案第20号三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）外13議案を一括議題といたします。

議案14件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原総務常任委員長。

〔総務常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○総務常任委員長（杉原利明君） おはようございます。総務常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案14件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日及び8日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。あわせて、君田鴨等飼育施設ほか4施設の現地調査を実施いたしました。

議案第20号三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）外13議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第21号三次市山の学校設置及び管理条例（案）については、専門的知見や企画力を有した人材が管理運営にかかわれるよう、指定管理者の選定に当たっては、選考委員会において公募も検討し、対応されたい。

議案第24号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）については、将来を見据え、組織力を低下させないよう計画的に職員の人材育成や新規採用を行うなどし、再任用制度を運用されたい。

議案第25号三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例（案）については、普通財産に移行後も施設管理をしっかりと行われたい。また、施設によっては、民間事業者から提案をもらうなど、最適な利活用を検討されたい。

議案第26号三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）については、土地の取得をする際は、目的や内容など、事業計画の詳細について説明責任を果たされたい。

以上、述べました事項のほか、議案審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号外13議案を一括採決いたします。

議案14件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第20号外13議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号外13議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 教育民生常任委員長報告6件

議案第19号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例(案)

議案第31号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

議案第32号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第33号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第38号 工事請負契約の一部変更について

平成30年議案第120号 三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)

○議長(小田伸次君) 日程第4、議案第19号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例(案)外4議案及び、継続審査となっていた平成30年議案第120号を一括議題といたします。

議案6件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 桑田典章君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 桑田教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 桑田典章君 登壇]

○教育民生常任委員長(桑田典章君) 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案5件及び閉会中の継続審査案件の議案第120号について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第19号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例(案)外4議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第19号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）については、市民に対し、制度の周知徹底に取り組まれない。

議案第31号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）については、条例の運用においては適切に行うよう努められたい。また、段階的な税率改正においては、市民にわかりやすく説明するよう取り組まれない。

議案第38号工事請負契約の一部変更については、このたびの追加改修の主なものとして、消防設備の更新や増設等があり、これらの追加改修は当初から契約に上がるべきものと考えられる。今後の施設改修等においては、設計段階からしっかりと関係者と協議をするよう図られたい。

また、平成30年12月定例会において委員会に付託を受けた議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）については、早期の制定及び必要性を十分認識しているものの、よりよい条例となるよう、再考も含め、内容を検討するため、引き続き調査研究する必要があるとして、継続審査案件としておりました。

閉会中に3度委員会を開催し、関係者との意見交換、担当部との協議等を重ね、審査をしてまいりましたが、3月1日に本条例案の撤回請求が提出され、議長からその旨の報告を受け、7日には担当部から撤回理由について説明を受けました。

委員会では、新たな条例制定においては、市民に寄り添ったよりよい条例となるよう取り組んでいただきたいとの意見を担当部に述べさせていただきました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） 平成30年議案第120号は、日程第2において撤回の承認がされていますので、議案第120号を除く委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず、反対の討論を許します。

（3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 伊藤議員。

○3番（伊藤芳則君） 議案第31号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について反対討論を行います。

この条例の改正案では、これまでも大きな負担であった国保税が、来年度から税率の変更でさらに負担が増大することになることは明らかです。今年度の滞納者820世帯、11.5%もあり、

生活への負担が増加すれば、滞納世帯はさらに増加することになります。無職や年金生活者、また、非正規雇用者、自営業者、個人農業者などが所得が少ない方が多く、今年度の所得はほとんど増加になっているとは思えません。減額世帯も、加入世帯7,113世帯のうち4,175世帯で、58.6%と半数を超えています。三次市の試算したモデル世帯保険税額算定の資料でも、夫婦と子供2人世帯で所得が200万円、資産割なしで2割軽減の世帯でも、今年度が32万9,900円が、来年度は35万3,100円で、2万3,200円の増額になると試算しています。

減額しても、国保税の負担は大きくのしかかってきます。市民生活を守る立場で、自治体独自で繰入し、負担軽減を行ってきた三次市ですが、国保財政の運営責任を市町村から都道府県に移行したことにより、来年、2019年度から2024年にかけて、激変緩和措置があるとはいえ、県内で平準化するためとして、じわりじわりと値上げすることになり、自治体としては繰入もできなくなってきました。今後、値上げしていくことは、国保加入世帯に大きな負担を強いることは明らかです。

また、今回の改正で均等割の税率が上がれば、子供へも負担増がのしかかります。この子供分の均等割を独自に減免する自治体も広がっています。子供の医療費を18歳まで無償にしている三次市としては、子供にまで医療費の負担を強いるものでしかありません。ここが、他の協会けんぽや組合健保と保険制度が違うところではあります。医療費を18歳まで完全無償にするには、均等割の子供部分の負担軽減がどうしても必要です。

全国知事会が2014年に、高い国保料を協会けんぽ並みの保険料に引き下げるため、公費1兆円の負担を政府に求めています。国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はありません。県統一化した現在では、このまま平準化するための値上げを続けることは、国保加入者への負担は大きくなるばかりです。滞納者、資格証明書の発行者、また未保険者を増加することになりかねません。病気になっても病院に行けず、手おくれで、命の危機にさらされかねません。市民の命と健康を守ることが自治体の役割であると思います。国、県の制度であるとはいえ、県に対しても一般会計から法定外繰入で負担軽減を求めるべきです。県が対応しないなら、市独自にも軽減措置をすべき立場で、国保加入世帯への負担増になる本条例案についての反対討論といたします。

○議長（小田伸次君） 次に、賛成の討論を許します。

（23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

○23番（亀井源吉君） 議案第31号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、社会保障の1つとして、受益の多寡によらず、被保険者の皆さんが自分の負担をしてお互いを支え合う相互扶助の理念に基づく医療保険制度であると認識しております。国等の公的負担や支援のもとで、低所得世帯等で保険税負担が難しい方には、保険税の軽減制度や徴収猶予制度も持っていることから、社会保障制度の一環であると捉えています。

これからの保険運営は、広島県が保険者に加わり、財政運営の責任主体となり、広島県と全

市町が連携し、合意形成を図りながら、広島県国保として共同運営されます。

また、県内統一の保険料率にすることが合意されていますが、本市では、県が示した保険料率との差について、平成30年度から2023年度までの6年間の激変緩和措置期間の中で段階的に埋めていくとして、被保険者の負担軽減を最優先に税率改正案が示されています。議会として、被保険者の方の負担の軽減を考えていくことは優先すべきことと考えており、国に対しては、法に基づくさらなる国保財政への支援措置や軽減措置の拡充を求めていくことも必要です。

また、県単位化による国保被保険者証の統一など、共同事務化によるコスト削減等の効率的な実施による歳出の削減への注力のもとより、市民の方が健康で生活し、また、誰もが必要とするときに安心して医療を受けることができる体制を将来にわたって維持していくためにも、議会としては必要な条例改正と考えています。

以上、議案第31号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に対する賛成の討論といたします。

○議長（小田伸次君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって議案第31号の討論を終わります。

議案第31号を除く議案で、ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって討論を終わります。

これより議案第19号外4議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第31号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田伸次君） 起立多数であります。

よって、議案第31号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいまの議案第31号を除く議案第19号外3議案を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第19号外3議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 産業建設常任委員長報告2件

議案第37号 市道路線の認定について

平成29年陳情第5-3号 河内地域の生活環境等の改善を求めることについて

(産業建設常任委員会関係)

○議長（小田伸次君） 日程第5、議案第37号市道路線の認定について及び陳情1件を一括議題といたします。

議案1件及び陳情1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 齊木産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 齊木 亨君 登壇]

○産業建設常任委員長（齊木 亨君） 産業建設常任委員長報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件及び閉会中の継続審査案件の陳情第5-3号について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。あわせて、市道439号線ほか1路線について、現地調査を実施いたしました。

議案第37号市道路線の認定については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第37号市道路線の認定については、市道改良等により路線が変わる場合には、関係者への丁寧な説明に努められたい。

次に、閉会中の継続審査案件の陳情第5-3号河内地域の生活環境等の改善を求めることについて、審査の結果を申し上げます。

陳情第5-3号は、平成29年12月定例会において本委員会に付託を受け、市道の早期改良、防災対策、交通安全対策、上水道対策の4事項について審査を行ってきましたが、軽微な修繕等については対応がなされていること、豪雨災害等により実態や情勢が変化したことから、本陳情については全員一致をもって不採択とするものと決しました。

以上、述べました事項のほか、議案審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案1件及び陳情1件を一括採決いたします。

議案1件に対する委員長の報告は可決であります。

次に、陳情1件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

議案1件及び陳情1件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、議案第37号は可決されました。また、陳情1件は不採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 予算決算常任委員長報告18件

- 議案第 1号 平成31年度三次市一般会計予算(案)
- 議案第 2号 平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)
- 議案第 3号 平成31年度三次市診療所特別会計予算(案)
- 議案第 4号 平成31年度三次市介護保険特別会計予算(案)
- 議案第 5号 平成31年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)
- 議案第 6号 平成31年度三次市土地取得特別会計予算(案)
- 議案第 7号 平成31年度三次市病院事業会計予算(案)
- 議案第 8号 平成31年度三次市水道事業会計予算(案)
- 議案第 9号 平成31年度三次市下水道事業会計予算(案)
- 議案第10号 平成30年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)
- 議案第11号 平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第12号 平成30年度三次市診療所特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第13号 平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第14号 平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第15号 平成30年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案)
- 議案第16号 平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)
- 議案第17号 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)(案)
- 議案第18号 平成30年度三次市水道事業会計補正予算(第4号)(案)

○議長(小田伸次君) 日程第6、議案第1号平成31年度三次市一般会計予算(案)外17議案を一括議題といたします。

議案18件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 竹原孝剛君、挙手して発言を求め)

○議長（小田伸次君） 竹原予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 竹原孝剛君 登壇〕

○予算決算常任委員長（竹原孝剛君） 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案18件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月11日から15日及び18日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。また、15日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会においてそれぞれ選定した重点項目について、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第1号平成31年度三次市一般会計予算（案）外議案16件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第2号平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

初めに、各分科会主査報告の要旨を申し上げます。

総務分科会からは、三次版DMO事業については、市内全域への誘客を図り、市全体への経済波及効果を生み出すよう、情報発信やさらなる賑わいづくりに取り組まれるとともに、市内観光協会の連携を含め、検討を進めること。広島空港連絡バス運行事業については、利用促進への取組と、利用者の利便性向上の調査研究を進めること。生活交通確保事業については、相乗りタクシー事業について市民周知を図るとともに、交通弱者にとって利用しやすい方法と福祉事業等の連携について検討すること。

教育民生分科会からは、地域包括支援センター運行事業については、高齢者が住みなれた地域で元気に過ごすため、地域と連携を図り、未設置の地域における地域ケア会議の立ち上げを早急に取り組むこと。ネウボラみよし事業については、児童虐待防止のため、さらなる相談支援体制の充実に努めること。こども発達支援センター運行事業については、受け入れ児童数や教室数の増加に対応するため、専門職の職員を含め、人員確保・処遇改善に努めること。

産業建設分科会からは、有害鳥獣駆除対策事業については、情報通信技術やジビエの活用について先進事例の研究に努め、今後の施策に反映すること。有害鳥獣被害対策集落リーダーの養成にあっては、市として積極的に取り組むこと。空き家対策事業及び老朽危険建物除却促進事業については、地域住民の協力を仰ぐ等、実態の精査に取り組むこと。

次に、分科会主査報告後の全体会の審査において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第1号平成31年度三次市一般会計予算（案）については、三次地区拠点施設に係る運営経費の試算額が大幅に増加しており、今後、議会のチェック機能を発揮していくために情報公

開を徹底されるとともに、健全な運営に向け一層の努力をされたい。

議案第9号平成31年度三次市下水道事業会計予算（案）については、経営の安定化のため、現在事業ごとに異なる使用料の統一も含めた今後の方向性について早急に情報提供をされたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略いたします。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず、反対の討論を許します。

（3番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 伊藤議員。

○3番（伊藤芳則君） それでは、議案第2号平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について反対討論を行います。

先ほども述べたように、議案第31号と関連しておりますので、内容は同じようになりますが、国保税が大きな負担になることは明らかなこととあります。所得の1割を超える負担になる世帯も多く、所得税や市民税、さらには消費税も含めれば、さらなる負担がのしかかってくることとなります。

このことから、国保税の負担軽減を求める立場で、議案第2号案について反対討論とします。

○議長（小田伸次君） 次に、賛成の討論を許します。

（17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 澤井議員。

○17番（澤井信秀君） 議案第2号平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

将来の広島県国保の保険料については、県内どこに住んでいても、世帯所得と世帯構成が同じであれば、同一の保険料、つまり県内統一の保険料率とすることが県内全市町の合意事項であり、全ての市町がめざすところとされています。よって、2024年度時点でめざす広島県国保のもとでは、三次市単独での国保運営ではないこと、保険税率についても、三次市だけの別の算定方法や負担軽減措置による独自の措置を行うことはできないとされています。

本市では、平成30年度から2023年度までの6年間の激変緩和措置期間中で、県が示した保険料率と本市の差について段階的に埋めていくとして、被保険者の負担軽減を最優先に、税率改正案が示されています。そのほか、先ほどの議案第31号の条例案改正案に亀井議員から賛成の討論がありました理由と同様に、本予算議案については賛成するものです。

以上、議案第2号平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）に対して賛成の討論といたします。

○議長（小田伸次君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって議案第2号の討論を終わります。

議案第2号を除く議案で、ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって討論を終わります。

これより議案第1号外17議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第2号平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田伸次君） 起立多数であります。

よって、議案第2号平成31年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいまの議案第2号を除く議案第1号外16議案を一括採決いたします。

議案17件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第1号外16議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外16議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第4号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第5号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第6号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（小田伸次君） 日程第7、報告第3号から報告第7号までの専決処分の報告5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第3号から報告第7号までの報告5件

について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第5号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第7号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成31年2月22日に、三次市君田町東入君10361番地2、三次市立君田小学校で発生しました、簡易的に設置していたフェンスに児童がぶつかり、当該フェンスが倒れたことによる物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告5件につきまして御報告申し上げます。

○議長（小田伸次君） ただいま議題となっております報告5件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であります。先例により質疑のみといたします。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第39号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第40号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第41号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつ

いて

○議長（小田伸次君） 日程第8、議案第39号から議案第41号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第39号から議案第41号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第39号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の大坪義明氏の任期が平成31年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第40号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の久竹悦子氏の任期が平成31年4月29日をもって満了することに伴い、新たに梶原紀美代氏を同委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第41号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の出羽一則氏の任期が平成31年4月29日をもって満了することに伴い、新たに福原 弘氏を同委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第39号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は同意することに決しました。

次に、議案第40号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は同意することに決しました。

次に、議案第41号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第42号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長(小田伸次君) 日程第9、議案第42号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第42号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第42号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公平委員会委員の松村紘二郎氏の任期が平成31年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(小田伸次君) 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第43号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第45号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（小田伸次君） 日程第10、議案第43号から議案第45号人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第43号から議案第45号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第43号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の正廣千恵美氏の任期が平成31年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の山根 勇氏の任期が平成31年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第45号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の佐々木芳則氏の任期が平成31年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第43号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第44号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第45号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第1号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

○議長(小田伸次君) 日程第11、発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 皆さん、おはようございます。ただいま御上程となりました発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、岡田美津子議員、亀井源吉議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、鈴木深由希議員、藤井憲一郎議員と私、新家良和でございます。

本案は、12月定例会で可決となりました三次市行政組織条例等の一部を改正する条例により、総務部及び政策部を総務企画部とし、危機管理監が新たに設置されたことに伴い、三次市議会委員会条例における総務常任委員会の所管について、その一部を改正するものであります。

その内容は、第2条中、総務常任委員会所管の「総務部、政策部」を「総務企画部」に改め、「地域振興部」の次に「危機管理監」を加えるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長(小田伸次君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)

○議長(小田伸次君) 日程第12、発議第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) ただいま御上程となりました発議第2号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、岡田美津子議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、鈴木深由希議員、藤井憲一郎議員と私、大森俊和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出をするものであります。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第2号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める

意見書(案)

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わ

ないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、次の事項に取り組むことを求める。

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成31年3月三次市議会定例会を閉会いたします。

19日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時 6分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月19日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 伊 藤 芳 則

会議録署名議員 弓 掛 元